

# 入札説明書

下記の物件に係る入札の執行及び契約の締結については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

**別紙** のとおり

## 2 入札参加者に必要な事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び赤穂病院事業会計規程（平成26年赤穂市病院事業管理規程第2号）を遵守すること。
- (2) 政令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (3) 令和4・5年度赤穂市物品納入・役務提供入札参加資格名簿又は赤穂市民病院物品納入・役務提供入札参加資格名簿に登録されていること。
- (4) 赤穂市指名停止基準に基づく指名停止を公告日及び入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。
- (5) 次のア～ウに該当しない者であること。
  - ア 本入札前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者。
  - ウ 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者である者。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定により必要な高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けていること。
- (7) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定により必要な古物商の許可を受けていること。
- (8) 物件を処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けること。ただし、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている者を指名すること。

## 3 入札等

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟知のうえ参加しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式第1号）を提出しなければならない。

- ア 入札に付する物件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印（外国人の署名を含む。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札書は直接又は郵便（書留郵便）により提出する方法によるものとし、郵便により提出する場合は、事前に「別紙」の照会先に連絡すること。
- (4) 入札書を直接提出する場合は、封書（長3）に入れ密封し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和6年1月10日執行、PET-C T装置等売却入札書」と記載しなければならない。また、郵便により提出する場合には二重封筒とし、入札書を内封筒に入れて密封のうえ、当該内封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名及び件名を記載し、外封筒の封皮には朱書きで「入札書在中」と記載しなければならない。
- (5) 入札書等、入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとする。また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 入札書の提出期限及び場所は、「別紙」のとおりとする。
- (7) 代理人が入札する場合は、委任状（様式第2号）を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 入札事務に関係する職員（以下「入札関係職員」という。）は、入札参加者等が連合し、又は不穏の挙動をする等の理由で、競争を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (10) 入札書を提出するときは、入札公告において求められたもの全てを満たすために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。また、契約担当職員等から物品売却に係る技術仕様書、解説資料等について説明を求められたときは、十分に説明しなければならない。
- (11) 開札の日時及び開札の場所（以下「開札場」という。）は、「別紙」のとおりとする。
- (12) 開札は、入札関係職員以外の職員（以下「立ち会い職員」という。）を立ち合わせて行う。なお、開札の立ち会いを希望する入札参加者等は、開札日の前日までにその旨を連絡しなければならない。
- (13) 開札場には、入札参加者等並びに入札関係職員及び立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (14) 入札参加者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (15) 入札参加者等は、開札時刻後においては開札場へ入場することができない。
- (16) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了まで開札場を退場することはできない。

- (17) 次のいずれかに該当するものは、開札場から退去させることがある。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (18) 入札参加者等は、本入札について他の入札者の代理人となることができない。
- (19) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札を行う。
- (20) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、入札参加者のうちで最高価格の入札者を随意契約の相手方として、交渉を行うことがある。

#### 4 入札保証金

免除

#### 5 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 赤穂市財務規則（昭和39年赤穂市規則第6号。以下「規則」という。）第95条に該当する入札を行ったとき。
- (2) 金額を訂正した入札を行ったとき。
- (3) 代理人が委任状を提出しないとき。
- (4) 前各号に定めるものの他、指示した条件に違反して入札したとき。
- (5) 申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札又は本公告に示した入札に関する条件に違反した入札。

#### 6 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札参加者等が、直接くじを引くことができないときは、立ち会い職員が、これに代わってくじを引き決定するものとする。
- (4) 落札者が契約担当職員の定める期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 7 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、契約担当職員が定めた期日までに契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

#### 8 入札者に要求される事項

(1) 入札参加者等は、次に掲げる書類を、一般競争入札参加申込書（様式第3号）を提出しなければならない。

(2) 本件に要した費用については、すべて入札参加者が負担するものとする。